

総務政策委員会会議録

招 集

令和8年1月19日（月）本会議休憩中 議会委員会室

出席委員（9名）

（委員長）塚田佳充 （副委員長）安達卓是
岩崎康朗 大下哲治 奥岩浩基 徳田博文
土光均 戸田隆次 森田悟史

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

【総合政策部】佐々木部長

[淀江振興本部] 山浦淀江支所長兼淀江振興本部長

[淀江振興課] 堀口課長 斎藤振興担当課長補佐 松浦振興担当主任

出席した事務局職員

毛利局長 田村次長 松原議事調査担当主任

傍聴者

伊藤議員 稲田議員 今城議員 岡田議員 門脇議員 国頭議員 田村議員
津田議員 中田議員 西野議員 又野議員 松田議員 森谷議員 矢田貝議員
吉岡議員

報道関係者1人 一般0人

審査事件及び結果

議案第2号 米子市淀江温浴施設の指定管理者の指定について [原案可決]

~~~~~

### 午後1時00分 開会

○塚田委員長 ただいまより総務政策委員会を開会いたします。

先ほどの本会議で当委員会に付託されました議案1件について審査いたします。

議案第2号、米子市淀江温浴施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

堀口淀江振興課長。

○堀口淀江振興課長 議案第2号、米子市淀江温浴施設の指定管理者の指定について説明させていただきます。資料は、議案書の5ページを御覧ください。

米子市淀江温浴施設の指定管理者の指定につきましては、1月15日の本委員会におきまして、指定管理者候補者の選定に至る経緯及び結果について御報告し、このたび地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称は、米子市淀江温浴施設、通称淀江ゆめ温泉。所在地は、米子市淀江町福岡1547番地でございます。

指定管理者に指定する者は、株式会社白鳳。所在地は、米子市淀江町福岡1548番地

1でございます。

指定管理者に行わせる業務の範囲につきましては、施設設備等の維持管理に関すること、施設等の利用に関すること、利用の促進に関すること、対象施設の設置目的に適合する自主事業の企画及び実施に関する事等でございます。

指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

説明は以上でございます。

○塚田委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

土光委員。

○土光委員 この前の委員会の資料の中に、候補者選定委員会の資料で評定の一覧があつたと思います。それについてお伺いしたいことがあります。この中で4の（1）の項目、法人等の経営状況に問題はないか、ということに関して、評定は普通になってますが、まずこの資料の中で、その後にP67とかP127とあるのですが、これは何ですか。

○堀口淀江振興課長 4の（1）の項目の質問の後にP67、P127とございますが、これは指定管理者候補者選定委員会の会議に提出した資料のページになります。こちらは事業者の方から提出された資料のページとなっております。

○土光委員 分かりました。そうするとその資料はちょっと見ることができないのですが、この法人等の経営状況に問題はないかに関して、候補者選定委員会の中で、具体的にどういった資料を基にどういう議論がなされたのかをお伺いします。

○堀口淀江振興課長 候補者選定委員会におきましても、法人の経営状況というのは議題に上がったところです。主に、今年度長期休業しておりましたので、そちらの経営状況を心配される意見が多かったです。67ページ、127ページの資料につきましては、法人の過去の決算状況、令和5年度、6年度、直近のものの決算の状況の資料になります。こちらについては特に質疑はなかったように記憶しております。

○土光委員 分かりました。令和7年度に関してはまだ年度中なので具体的な資料はないのですが、分かる範囲でお聞きします。レジオネラ菌のことがいろいろあったということで、令和7年度のできるだけ直近で、温浴施設の利用者数が、例えば前年度と比べてどのくらいの割合とか、それに伴う入浴者数、多分これも候補者選定委員会でそういった数字も出されて議論もされていたのではないかと思うのですが、それをお聞きします。

○堀口淀江振興課長 直近ですと、12月末現在の利用者数の数字でお答えいたします。今年度の12月末が7,559人です。昨年の同時期、12月末までの人数が1万1,158人ですので、比較しますと昨年度の約68%の利用者数となっているところでございます。

○山浦淀江支所長兼淀江振興本部長 今報告いたしました7,559人は12月、月間1カ月の人数でございます。対前年同月の比率と比べますと約68%ということでございます。

○土光委員 そうすると昨年度と比べて12月同時期で入浴者数は68%、累計の数は何人ですか。

○斎藤淀江振興課振興担当課長補佐 令和6年度の4月から12月までの累計が約9万人に対し、令和7年度の同時期につきましては4万4,000人でございます。

○**土光委員** この経営状況に関して、今年度はレジオネラ菌のことがあって入浴者数が減るのはある意味でやむを得ない、昨年度と比べて現時点では約7割、昨年度の決算でも営業損益はマイナス700万円出ており、それよりももっと当然令和7年度は状況は悪くなるというのを想定されるのですが、そういうことを含めて、候補者選定委員会で経営状況で3、というのは特に問題はないという判断だと思うのですが、どういう理由、どういう議論で3という評定が付いたのでしょうか。

○**堀口淀江振興課長** 候補者選定の評定表につきましては、あくまでも法人から提出された令和5年度と6年度の収支決算を基に評価させていただいております。先日の委員会でも説明しましたけれど、それらの資料を基に、いろんな率を計算して、評価する項目になっておりますけれど、そこでは真ん中の普通という評価になったところでございます。

○**土光委員** なぜそういう評価になったという理由が知りたいのですが、特にそこまでは議論されなかつたというふうに受け止めていいですか。

○**堀口淀江振興課長** 評定する際ですが、米子市の指定管理者のマニュアルというものがございまして、それによると、令和5年度と6年度の収支状況を見まして、長期の借入比率ですか、流動負債率、といった指標を示すようになっております。それらにつきましては、あくまでも令和5年度、6年度ベースですけれども、そこでは指標の標準内に入っているということで説明させていただきました。以上です。

○**土光委員** 分かりました。次に評定表の中の4の(7)についてお伺いします。(7)はどういう選定基準かということ、ちょっと読み上げます。法人等による管理継続が困難になった場合に対する方策(共同事業体による管理、関係団体による事業計画等の承継など)はあるか、という選定基準なのですが、これも評価は普通ということで、あるか、について、実際あるのですか。こういったことが具体的にあります、という話で普通になったんですか。

○**堀口淀江振興課長** こここの設問項目は、将来的にもし万が一こうなった場合は、というものに対する事業者からの提案ですけども、事業者から提出された書類を見ますと、万が一事業困難になった場合には、我々行政機関ですとか金融機関に速やかに相談し、事業の継続の方策を模索していくという意見が書いてあったように記憶しております。以上です。

○**土光委員** 基準はそういう方策があるかということですね。で、今の事業者は、そういうときは行政とか金融機関でそういう方策を模索する、ということだと思うんですが。だから、あるか、に対しての答えとしては、ある、ということにはならないと思うんですが、そういうことを前提で評価は普通ということになっているんですか。

○**堀口淀江振興課長** 本日はちょっと詳しい資料を持ち合わせておりませんけども、法人から提出された資料には、例えば持ってらっしゃる財産を売り払うですか、といった具体策が記載されていたように記憶しております。以上です。

○**土光委員** どういう議論がされたのだろうというのは、一応聞いた範囲では分かりました。

ちょっと補足ですが、この候補者選定委員会の議事録はいつ公開されますか。

○**堀口淀江振興課長** 候補者選定委員会の事務を所管しているのは我々でございませんで、担当部署のほうでの対応になります。ですのでちょっと私の方からはお答えしがたいところでございます。

○**土光委員** ちょっとずれるかもしれないけど、これも関連があるということで。多分副市長はそのへんの、候補者選定委員会の議事録に関して、どういうルールで、公開の時点がいつかとか、御存知ではないかと思うのですが、その辺説明いただければと思います。

○**伊澤副市長** 議事録の公開の時期については私も具体的に承知しておりません。あらかじめ御質問があるということをお伝えいただければ答弁用意しましたけども、承知しておりませんでしたので、今答えを持ち合わせておりませんが、準備が整って公開ができる状況になればできるだけ速やかに公開する、というのがすべてに共通のルールだと思いますので、そういうルールに従って事務を進めるものだというふうに考えております。以上です。

○**土光委員** ちょっとそんなに深入りはしませんけど、実際裏付ける文書もあるんだけど、候補者選定委員会の議事録、これは公開の時期は、候補者選定委員会で結論が出て諮問して、今日のようにそれを前提に議決、正式に議決で決まった後に議事録は公開する。別な言い方をすると、候補者選定委員会の諮問があっても、まだそれは公開できない。だから今の状況は、諮問はもう確定である、でもまだ議決は正式に決まってない、その間は公開しないという、そういうルールで運用されているんですが、私はこれに関してはこのルールはおかしいと思っているのですが、それに関して副市長はどう思われますか。

○**伊澤副市長** これも突然の質問ですので答弁は持ち合わせておりませんが、それは一定の考え方でそういうルールを定めているものだと思います。その考え方については今答弁出来ませんが、改めて確認してみたいと思います。以上です。

○**土光委員** 分かりました。これ、また別の機会があればと思いますので、今日はそれにに関してはそこまでにしておきます。

あと、この議案に関して、指定管理のことで、ここは指定管理料はいくらですか。

○**堀口淀江振興課長** 淀江ゆめ温泉につきましては、指定管理料は無料としております。

○**土光委員** これ、前回の委員会でも同様の発言はしているんですが、形の上から見ると、指定管理料ゼロ、つまり米子市の持ち出しじゃない。あとは業者が利用料を元に運営をしていくという。ある意味で米子市にとっての持ち出しじゃないから、ちゃんとやっていければいいんじゃない、みたいなイメージがあると思うのですが、ただ実際過去5年間の運用を見ると、市はその都度その都度、この指定管理の運営に関して支出をしています。過去5年間で2,500万円くらい、だいたい支出をしていると思います。特に、例えば令和7年度、レジオネラ菌のことがあって、いろんな修繕とか装置を付けるとか、それに関して市が支出をしていると思うのですが、これは対策としてどのくらいの額を支出していますか。

○**堀口淀江振興課長** 令和7年度の修繕料ですと、約260万円支出しております。

○**土光委員** 指定管理にあたって基本協定結んでますが、これは基本協定上適切な支出だと思っていますか。

○**堀口淀江振興課長** 基本協定書に基づいて我々も判断しておるところですけども、施設の延命に資するものというふうな判断しております。以上です。

○**土光委員** ということは、これから5年間指定管理をする、指定管理料はゼロ、ただし基本協定上で様々な支出、例えばレジオネラ菌の検出、それもないとは言えないので、そういうことがあればこれは基本的に対策、対応、市が支出するものという考え方ですか。

○**山浦淀江支所長兼淀江振興本部長** 今レジオネラ菌の件を例に出されたところでござ

いますが、個別の事案について、どういった背景があるのか、どこが負担すべきものなのかを議論し検討した上で判断する、というふうに考えております。

○土光委員 考え方は分かりました。

この淀江ゆめ温泉に関しては、市長自身の発言で完全民営化を目指すということははつきり明言をしています。これは戸田議員に対しての答弁ですが、例えばいわゆる安全管理、それに関するもう一つの課題として、運営の意向に関するものがあります。運営の意向に関してですが、収益の確保から安全対策まで一貫して出来る体制、そういった民営化を目指すのは非常に重要だということで。民営化すれば当然市は関与しませんから、どういったことがあっても、安全管理を含めて業者が自分でやっていく、そういった体制を目指すということですね。私はこれをあらためて見てふと思ったんですが、例えば指定管理をしていても、安全管理体制はちゃんと業者が全部する、というふうな考え方でやろうと思ったら出来るのではないかと思うのですが、その辺どう思いますか。

○山浦淀江支所長兼淀江振興本部長 現在、民営化に向かって舵を切っているという状況でございますが、施設の管理というところで、修繕等、施設価値を高めるためには市が支出をしている部分もございます。さらに今後、民営として運営していくことになれば、それは市の支出は全くいらないものと舵を切って新たなステージに移っていくというふうに考えておりませんので、それをもって完全民営化というふうに考えております。

○土光委員 私自身は、実際に事業をやっている業者が安全管理も含めて自分の責任で自分の知見で全てやっていく、それがあるべき姿だと思います。民営化というのはそういうことをすると。ただ指定管理に関しても、基本協定書で安全管理を含めて全て業者が行うと定めれば、そういった運営は可能ではないかと思ったんですが。少なくとも今の基本協定書でそれは出来ない状況になってるけど、指定管理だとどうしてもそういうことをきちっと、安全管理は指定管理者がやる、自分の責任でやる、というふうな指定管理の仕方もあり得るのではないかと思ったんですが。再度お聞きします。

○山浦淀江支所長兼淀江振興本部長 現状の指定管理の条件におきましては、従前どおりの条件ということでの契約を結ぶというところで検討はしておりますけれども、将来的に、そういった段階的に民営化に向かっていく中で、そのような条件を付帯して新たに協議をしていく、深めていく、ということもあり得るのですが、現状ではその点はまだ検討に至っていない、というのが実情でございます。

○土光委員 今回の議案が通れば指定管理が正式に決まって、当然それに伴って基本協定を改めて結ぶと思います。この内容は従来と同じ内容だと想定しているのですか。逆に、私たち議決をするときに、これを議決して正式に決まればこれまでと同じようなやり方、つまり基本協定を前提で運営されるもの、というふうに考えた上で賛否を考えなければならないということでしょうか。

○山浦淀江支所長兼淀江振興本部長 次期、令和8年度からの指定管理におきましては、現状の指定管理の基本協定書を基本として考えておりますが、課題となっております修繕の部分であったりとか、そういったことについては一定の目安を盛り込んだものとして交わしたいと考えております。

○土光委員 今年特にレジオネラ菌のことがあって、なかなかあの協定書だけでは不十分な面があったのではないかと思うので、今回、この基本協定書で必要なところは改正をす

べきだと思っているんですが、今の答弁で、必要なところは改正する。この改正とか確定するにあたって、議会はどこまで関与できますか。

○山浦淀江支所長兼淀江振興本部長 契約に関する条項につきましては、議会は関与しないという認識であります。

○土光委員 もちろん議決事項ではないのだけど、報告ぐらいはしてもいいんじゃないかと思うんですが。こういうふうに考えてこう改正する、こういった協定にしようと思う、という報告ぐらいはあってもいいのではないかと思うのですが、いかがですか。

○山浦淀江支所長兼淀江振興本部長 皆様から注目をいただいている施設でもございます。経営状況につきましても、年に一回報告をさせていただいているところでございますので、我々がどのように考えているのかというところは、議会に対しましてもお示しして進めていければと考えております。

○土光委員 だから基本協定を結ぶときに、修正があるのかどうかそれは分からなければ、本当は事前がいいと思うんだけど、議会に報告はなされるものと思っていいですか。

○山浦淀江支所長兼淀江振興本部長 現時点では議決をいただいてこれから交渉の精査をしていく中で、事前というのは時系列的に確定したお答えはできない、事後になって報告させていただくという可能性が高いと思いますが、皆様にお示ししたいと考えております。

○土光委員 分かりました。

それから、先ほど紹介した戸田議員に対する市長の答弁で、市長はこのゆめ温泉に関して、今後どのような形で民営化を果たしていくのか、完全民営化の実現を目指していくたい、とはっきり言っています。その市長の考え方と、今回出てきた議案を見ると、少なくとも形では、過去5年前の議案と今回の議案、基本的に変わったところが全然見えない。つまり、民営化をどのようにやっていくかという市の姿勢が今回の議案には全然見ることができないのですが、これも多少この前の委員会で議論しましたが、少なくとも最大5年以内に完全民営化を実施するというふうに明言できますか。

○山浦淀江支所長兼淀江振興本部長 相手方があることですので明言はできませんけれども、なるべく早い時期に方針を調整した上で皆様にお示しすることが出来ればと思っております。次期5年間の先についても、検討をこれからしていくということになりますので、現状では明言はできないというふうに御理解ください。以上です。

○土光委員 明言できないということは、例えば状況によっては、5年間でそういう話がまとまらない、そうするとまた5年後に指定管理をもう一回、ということも可能性としてはあり得るということですか。それともそれはないということですか。

○山浦淀江支所長兼淀江振興本部長 現在では、今回の5年間の後の指定管理は想定しておりません。

○土光委員 これ、想定するしないではなくて、市の意思として、再度、5年後の指定管理の延長、継続はない、というふうに、副市長の口から市の対応をはっきりお聞きしたいと思います。

○伊澤副市長 市長も議場で御答弁申し上げたとおりであります。もちろん相手があることでありますし、今後まだ調整すべき事項は残っております。ただ一つだけはっきり申し上げますのは、公の施設として位置づける以上は廃止はできないわけでありますので、まずは公の施設という位置づけをやめるというところから議論が始まるというふうに思って

います。当然その際は議会のほうに条例改正をお願いすることになります。その上で民業として維持できる体制にしていく、こういう流れになるんだろうと私は想定しております。まだ相手方との調整が残っておりますので、今確定的なことを申し上げることは難しいのは、先ほど御答弁申し上げたとおりであります。その方向に向かってできるだけ早く作業を進めていきたい、このように考えております。以上です。

**○土光委員** 市として公の施設としての位置づけ。実際年間十万人の人が来ている、そういう場所、そういう機能を果たしている施設。これを市としてどう位置づけるというのは、ある意味で改めて議論が必要かな、とも思いますが、ただ市長は答弁で、このゆめ温泉に関して行政として温浴事業を行う必要はない、とはっきり明言して、つまり市は公の施設としては位置づけない、民間でちゃんとやってください、というふうに言っていると思うんですが。公の施設の位置づけをどうするかというのは、今の副市長の答弁では、そこどころがまだ明確に言いきれてないというふうに聞こえたのですが。もう民業でやってください、市は温浴事業を公費を支出して行わない、もちろん長期的視点でという前置きはありましたが、位置づけとしては、市の方針、市長の考えとしては定まっているのではないかと、私はこの答弁を聞いて思ったのですが、そうでもないですか。

**○伊澤副市長** 市長の考えは御答弁申し上げたとおりであります。将来のことでありますので、絶対とか確定的にということを申し上げることはできませんが、今後取り組む方針として、民業への移行を目指しているということであります。

民業への移行というのは、今でも実は指定管理という形で、株式会社が運営しているわけですが、おわかりいただきたいのは、そのベースにあるのは公の施設としての位置づけがあります。だから指定管理という方法を使っているということであります。公の施設という枠組みをまず外さない限り、市の関与をやめるということは、これ絶対できません。管理責任、運営責任すべてが市にあるというのが公の施設であります。それを民間事業者に委ねる方法が指定管理という方法であります。もちろん公の施設を廃止した後に市が直営施設として、いわゆる事業会計を設けて運営するという可能性もありますけども、そもそも、先ほど来お話があるとおり、行政が運営すべき事業、サービスなのかということについては、将来に向かってそれを続けていく必要はないだろう、このように考えているというのが市長が答弁した考え方でございます。そうなりますと、先ほど申し上げましたとおり、順番とすれば、市議会にお諮りして公の施設という位置付けを外して、そして資産を民業として活用していただける方があれば、現行の運営者である白鳳も含めて、民業としての担い手を探して、そして民業としての存続可能性を模索していくと、こういう流れになろうかと考えております。以上です。

**○土光委員** 私は、今のように年間十万人が行く、そういう場所が続くということが一番望ましいと思っています。ただ、市の考え方として、行政としてその事業に公費を出して関与するのは適切ではないというふうにも思っています。だから将来にわたってと言つてますが、少なくとも期限を切るべきだと。今回の指定管理、5年間は今の状況をなんとか続けながら完全民営化を目指していく、私はこれを5年間で期限を区切るべきだと。逆に言うと、もう更なる指定管理はしない。5年間で民営化、白鳳を含めどこかが受けてやつていける状況になるのが一番いいけど、例えばどこも受け手がない、民業としてやっていくというところがないという場合だったらもうそこでその施設は廃止という、そういういた

ことも含めて、この5年間で期限を区切るべきだと思いますが、どう思いますか。

○山浦淀江支所長兼淀江振興本部長 私どもとしましても、5年間というのは一つの目途でございます。何があるかわからないというところで確定はできませんけれども、そういうふた気持ちで向き合って、少しでも早く完全民営化にステージを上げていきたいと、そのように考えております。

○土光委員 私の考えは述べましたが、副市長からもそれに対する考え方をお聞きしたいです。

○伊澤副市長 民営化に向けて取り組むという考え方を示している以上、できるだけ早くということが基本だと思っておりますし、今回お諮りしている議案で5年間という期間を設定しております。条件が整えばこの期間内にということでありましょうけども、当然目標として、この期間内に一定の答えを得て、市議会とも御相談しながら、この施設の在り方をある意味変えていくということだと認識しております。以上です。

○土光委員 5年間で区切りをつけるべきだということに関してはどう思われますか。副市長にお伺いします。

○伊澤副市長 繰り返しになりますが、それは言っても相手がある話でもあります。現在指定管理者として運営を担っていただいている株式会社白鳳にとっても大きな問題だということは御理解いただきたいと思います。淀江町時代から今日に至るまで、様々な経過を経てきた施設であることはかねてこの委員会でもるるお話ししたとおりであります。その将来に向かっての在り方、あえて言いますと温泉資源を残してほしいという地域の皆さん方のお声も、私もかねてより聞いております。それをどう実現できるのか、一方で、公の施設、あるいはいわゆる行政が経営する施設として、そこに公的資金を投入し続けるのが妥当なのかどうか、こういった大きな課題もございます。これらの諸課題をできるだけ早く解決したいということで、実はずっと向かい合ってきているわけであります。今回始まった話ではなくてですね、ずっとこの問題に我々は向かい続けてきております。繰り返しになりますが、過去の経過を一切無視してというふうにはなりませんので、過去の経過も踏まえつつ、地元のお声も聞きながら、この施設の在り方を考えていきたい。もちろんいたずらにこれを長期化させるつもりはない、ということが市長の答弁の趣旨だと考えておりますので、我々としてもできるだけ早く答えを出していきたい、このように考えております。以上です。

○塚田委員長 ほかにございませんか。

奥岩委員。

○奥岩委員 今土光委員との質疑、やり取りでもあったんですけど、今回の議案第2号について、前回委員会の時も報告で受けておりますし、方向性も理解しておりますし、採決に向けては私は賛成の立場の予定であります。

一点だけ確認させていただきたいんですけど、指定管理の期間、令和8年4月から令和13年3月末までとなっておりますが、前回の委員会の時のお話ですと、これが早く完了するかもしれない、その場合きちんとルールに従ってあらかじめ事業者さんと市でやり取りをされて、短期で終わる可能性もあって、その後完全民営化になる可能性もある、ということでおろしかったですよね。

○山浦淀江支所長兼淀江振興本部長 おっしゃるとおりでございます。

○塚田委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と声あり]

○塚田委員長 質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

土光委員。

○土光委員 賛成をしようと思っています。それはこれまでの、特にレジオネラ菌検出のやり方、いろんな問題点が出てきたということが念頭にあるし、それから市の支出も不明瞭なところはあるんだけど、そういったことを基に、改めて基本協定を必要なところは改正していく、それを議会にも、事後であろうと報告する、そういったことで改められる、ということを希望します。それから完全民営化、市長自身がはつきり言っているので、それをいつまでにというのはなかなか明言できないということは、相手があるということも含めて、分からぬこともあるけど、実際5年間でやるべきだということを、議会側もそういう話をしているし、市長を含めてそういう答弁やっているので、この5年間で議会と議論しながら、そういったことがちゃんと進んで、いい意味で民営化されるということ望むということを付して、賛成をしたいと思います。

○塚田委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と声あり]

○塚田委員長 別にないようでの討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号、米子市淀江温浴施設の指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と声あり]

○塚田委員長 御異議なしと認めます。よって、本件については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務政策委員会を閉会いたします。

**午後1時39分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務政策委員長 塚田 佳充